

第 21 回

評 議 員 会 資 料

令和 7 年 2 月 26 日（水）

東京ビルメンテナンス政治連盟

<http://www.tbseiren.com>

「東京ビルメンテナンス政治連盟」は、政治資金規制法第 3 条（政治団体等）の規定に基づく政治団体で、同法第 6 条（政治団体の届出等）の規定に基づき東京都選挙管理委員会に届出をしている団体です。

目次

次第	1
----	---

審議事項

第1号議案 令和6年事業報告承認の件	3
--------------------	---

第2号議案 令和6年決算承認の件	13
------------------	----

－ 監査報告 －	14
----------	----

報告事項

(1) 一般報告	15
----------	----

(2) 令和7年運動方針・事業計画	16
-------------------	----

(3) 令和7年予算	17
------------	----

その他

参考資料

東京ビルメンテナンス政治連盟 令和5・6年度評議員名簿	18
-----------------------------	----

東京ビルメンテナンス政治連盟 令和5・6年度理事等名簿	19
-----------------------------	----

第 21 回評議員会 次第

令和 7 年 2 月 26 日（火）14 時
ビルメンテナンス会館 2 階

1 評議員会成立宣言

2 議長選出

3 議事録署名人選出

4 来賓あいさつ

ビルメンテナンス議員連盟会長

橋本聖子議員

5 理事長あいさつ

梶山理事長

6 審議事項

第 1 号議案 令和 6 年事業報告承認の件

横田幹事長

第 2 号議案 令和 6 年決算承認の件

坂野会計責任者

－ 監査報告 －

大村監事

7 報告事項

（1）一般報告

高橋事務局長

（2）令和 7 年運動方針・事業計画

横田幹事長

（3）令和 7 年予算

坂野会計責任者

8 その他

令和 6 年事業報告

令和 6 年運動方針・事業計画に基づき、当政治連盟は、次の諸活動を実施した。

第 1 東京都所有の建築物の維持管理に関する要望活動

【令和 6 年事業計画】

東京協会との連携のもとに、東京都議会自由民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会と協同し、東京都所有の建築物の維持管理について、都が必要な措置等を講じるよう、粘り強い対応を図る。

I 要望活動の実施

各要望項目の実現を目指し、次の活動を行った。

- 1 都議会自民党ビルメンテナンス業振興政策研究会との昼食懇談会
日時：令和 6 年 4 月 16 日 12 時 00 分から 於：京王プラザホテル「南園」
- 2 都議会自由民主党に対する要望
日時：令和 6 年 8 月 29 日 16 時 00 分から 於：都議会北第 2 会議室
- 3 都議会公明党に対する要望
日時：令和 6 年 8 月 29 日 16 時 30 分から 於：都議会談話室
- 4 都議会立憲民主党に対する要望
日時：令和 6 年 8 月 29 日 15 時 15 分から 於：都議会立憲民主党総会室
- 5 都議会自民党ビルメンテナンス業振興政策研究会・東京都財務局との意見交換会
日時：令和 6 年 9 月 11 日 13 時 00 分から 於：都議会自民党総会室

II 要望項目

東京協会と同一の内容にて次のとおり要望を行った。

1 十分な予算の措置及び契約期間途中での契約金額変更等について

品確法が示すように、良好な品質の確保、適切な施設管理は、施設・設備のライフサイクルコストの削減に大きく寄与することが見込まれるため、引き続き以下の事項について要望します。

- (1) 前文に記載のとおり、庁舎、公共施設等の管理に係るビルメンテナンス業務に関する契約の履行確保を図る観点から、適切な予算計上を行うとともに、最低賃金の年度途中の引上げ等も見込んだ適正な予定価格を設定していただきたい。
- (2) 複数年契約案件において建築保全業務労務単価などが変更された際、東京都においては旧労務単価から新労務単価に改定するための契約変更を認めていただけないケースが一部にある旨側聞しております。関係省庁による累次の通知等に従い、適切にご対応いただきたい。
- (3) 万一、業務委託入札に最低制限価格制度を導入する場合には、予め東京ビルメンテナンス協会と十分に協議するとともに、技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じないよう、十分な配慮をお願いしたい。特に、労働集約型業務であるビルメンテナンス業務の人件費割合は 85%程度と言われており、深刻な人手不足の中、安定した業務の品質を

確保できるよう、最低制限価格は予定価格の85%以上で設定していただきたい。

2 総合評価制度の拡充について

総合評価制度については、これまでも品質重視のために改善いただきましたが、令和5年2月24日付で環境配慮契約法基本方針の変更閣議決定もなされています。引き続き以下の事項について要望します。

- (1) 総合評価方式適用案件は徐々に増加しておりますが、依然として都の入札案件における割合は低く、価格競争が中心になっており、結果的に低価格入札も生じております。一定金額以上の案件については総合評価方式かつ複数年契約とするよう検討の上、各局にもご指導いただきたい。
- (2) ゼロ都債の活用による入札時期の前倒しを実現していただき感謝申し上げます。しかし、現状は一般競争入札案件が多く見受けられます。入札時期の前倒しによる品質確保の効果が真に発揮されるのは、複数年にわたる総合評価案件であると考えます。引き続き案件拡大に取り組んでいただきたい。
- (3) 前述の2月24日付閣議決定に「建築物の維持管理に係る契約に当たっては、エコチューニング等を活用し、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及び分析結果を反映した運用改善を実施事業者を求めるものとする」とあります。政策的評価項目については、エコチューニング認定事業者であることや、エネルギーマネジメントシステム(ISO50001)、インスペクター等の資格者の保有状況、セキュリティーに関する認定(ISO27001)、東京ビルメンテナンス協会加盟の有無等についても加点要素としていただきたい。
- (4) 総合評価方式の適用案件については、清掃業務、警備・受付業務に加え、設備管理についても価格点上限を設定していただきたい。
- (5) 総合評価方式に中小業者が参入する方式として「事業協同組合」の活用を考えておられますが、個別発注案件に対応するために事業協同組合を設立するのは期間や経費等の観点から現実的でないと思われます。中でも、一定規模以上の総合管理案件においては、異なった業態の業者の協同が有効であることから、JVでの入札参加についてご検討いただきたい。

3 契約内容の履行確保と入札参加資格の審査について

委託業務の品質確保を図るため、十分な専門知識・経験のない業者が受託して建物・設備の機能を損なうことのないよう、また、公正な競争を確保するため、入札参加資格の厳格な審査及び履行状況の評価に関し、以下のとおり要望します。

- (1) 入札参加申請に関し、不正な申請を防ぐため、落札者を対象に、公共工事の経営事項審査に準じ、決算報告書と共に確定申告書の写しを添付させ、契約実績についても特に清掃・設備・警備に関して売上の半分以上の契約書の写しを添付させるよう要望します。
- (2) 業者指名の段階では、適切な履行能力の有無を審査するとともに、十分な積算能力がない業者の参加を防いでいただきたい。
- (3) 入札参加の際には、入札金額の根拠となる積算資料(直接人件費、法定福利費、直接物品費、業務管理費、一般管理費等の内訳)の提出を求めているいただきたい。

- (4) 入札参加資格者の社会保険の加入について、東京都社会保険労務士会への委託事業として、全数確認をいただいたことに感謝申し上げます。今回の調査により不適切な業者がいた場合には、厳正な対処を行っていただきたい。
- (5) 業務委託の品質の向上を図るため、評価結果の一般への公表について引き続き検討していただきたい。また、令和元年 12 月に東京都が公表した「準備契約案件における落札後辞退に関する注意事項」については、引き続き徹底をお願いしたい。

4 障害者雇用の促進について

東京ビルメンテナンス協会は、都立知的障害特別支援学校生徒等を対象にした自立支援事業、卒業生のビルクリーニング業への就労支援にも取り組んでいます。障害者雇用の促進する入札・契約制度をより実践的なものとするため、以下の事項について関係各局を適切にご指導いただくよう要望します。

- (1) 障害者雇用促進モデル入札案件について鋭意ご検討・ご指導いただいておりますが、当該案件の内容は、障害者の勤務日数や勤務時間が少ない案件が依然として大宗を占め、実際には障害者雇用のモデルにはなり得ないものです。障害者の常用雇用につながる契約を増やすとともに、危険な作業を伴う契約は除外するなど、真に障害者雇用の拡大につながる内容の入札を実施していただきたい。
- (2) 入札参加資格定期受付に当たり、障害者雇用率についての段階的加点は導入いただきましたが、法定雇用率が 2024 年 4 月以降段階的に引き上げられる中、上限が 5 点のままであるため、配点の比重の拡大を図っていただきたい。
- (3) 入札参加資格定期受付の際の審査事項における加点対象、総合評価制度における政策評価項目以外でも、障害者雇用率が加点要素となる仕組みづくりを検討いただきたい。

5 東京都社会的責任調達指針について

標記指針を作成する都の姿勢及びその内容については高く評価するものです。一方、取組状況に関するチェックシートについては、チェック項目が膨大であるなど、専門の部署がない中小事業者には負担感があります。導入に当たっては、様式の再検討も含め、中小事業者への配慮等に十分留意願いたい。

6 労働災害対策について

当業界は高齢者雇用が進んでいることや屋外や空調の効いていない場所での作業も多いことから、熱中症による労働災害が多数発生しています。東京都は令和 6 年 5 月 7 日付で工事受注者に対し、「東京都発注工事における熱中症予防対策のお願い」という通知を発出していますが、同通知の別添 2 にあるように、東京労働局資料ではビルメンテナンス業も例外ではありません。東京ビルメンテナンス協会は、令和 6 年 6 月 4 日に東京労働局主催の「職場における熱中症予防対策会議」の席上、東京労働局長から熱中症予防対策の徹底について文書で個別に要請を受けております。東京ビルメンテナンス協会では会員に対して熱中症予防対策について周知を図っており、会員企業においては、冷却機能を持つ作業服や水分・塩分補給に係る消耗品等の導入が進んでいます。

熱中症予防対策を進めるに当たってはビルメンテナンス業も対象に含めていただくとともに、予算計上の際には、関連経費も含めた適切な計上をいただきたい。

Ⅲ 要望の進捗状況

各要望項目に関しては、社会保険の加入状況についての全研調査の実施など、都議会各会派の理解・支援を受け、着実に進展している。

また、9月11日の意見交換会では東京都財務局の経理部長も出席の上、低価格入札の実態を含め要望内容に関する率直な意見交換を行い、理解をいただいた。

その結果、障害者雇用モデル入札については、日常清掃を含む複数年案件がモデル入札として実施されるとともに、その総合評価項目の中に加点要素として「エコチューニング認定事業者」が初めて盛り込まれるなど、大幅な前進があった。

一方、ゼロ都債の活用拡大によって入札時期の前倒しが行われたが、複数年契約の総合評価案件は対象となっていない。本件については今後も要望を継続する必要がある。

なお、令和7年度予算等に関する要望に対する正式回答は、令和7年3月頃に都議会各会派を通じて届くことになる。

第2 関係諸法令等の改正に関する運動

【令和6年事業計画】

入札制度、税制改正、労働諸問題及び障がい者雇用等の諸課題の解決に向け、国会議員、各政党都連への働きかけを行うとともに、全国ビルメンテナンス政治連盟と連携し要求実現のために活動する。

I 令和7年度 国の予算・制度等に関する要望の実施

各要望項目の実現を目指し、次の活動を行った。

1 自由民主党東京都支部連合会に対する要望

日付：令和6年11月1日 於：自由民主党本部

自由民主党東京都支部連合会に所属している東京都選出の国会議員等との要望聴取会に参加し、各要望項目を強く要望した。

2 その他に対する要望

日付：令和6年11月4日

公明党東京都本部代表に要望書を郵送にて提出した。

II 要望項目

自由民主党東京都連ほかには要望した項目は次のとおりである。

1 品確法の再改正について

令和元年6月、公共工事の品質確保に関する法律（以下「品確法」と言う）が改正され、第7条第5項に「国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するように努めなければならない。」という規定が追加されました。本法改正を受け、令和3年1月に厚生労働省から発せられた「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」には、予定価格の適切な設定などが盛り込まれました。さらに、令和5年4月のガイドライン改正では最新の労務単価の活用などビルメンテナンス業

務の契約の適正化について踏み込んだ言及がありました。

このように、ビルメンテナンス業務に関する言及を着実に強化いただいたことに感謝いたします。一方、品確法はその名称のとおり、あくまでも公共工事の品質確保を目的としたものであり（第1条）、ガイドラインだけではビルメンテナンス業の位置づけが確固なものとなったとは言えません。

つきましては、品確法を再度改正の上、条文上にビルメンテナンス業務に関して明記いただきたい。

2 適切な契約の実現について

（1）適正価格による契約について

昨年11月29日に内閣官房と公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が示され、総論には「①ビルメンテナンス業及び警備業」を含む「6業種が特にコストに占める労務費の割合（以下「労務費率」という。）の高い業種であった」との記載があります。

また、昨年8月31日、総務省自治行政局行政課長から各都道府県や区市町村等の契約担当に対し、「最低賃金額の改定に伴うビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について」という通知が発出され、「今後、最低賃金額が引き上げられた場合や、これらの状況を踏まえた受注者からの契約金額の見直しの申出があった場合には、（中略）適切な価格により単価を見直すことにより契約金額を変更することを検討するよう」依頼されています。一方、こうした通知にもかかわらず、官公庁契約における年度途中又は長期継続契約期間途中での契約額の変更は、受注者側から働きかけても「予算がない」などを理由に、なかなか認めていただけておりません。

PFI事業及び指定管理者制度においては、物価変動の影響による費用の増減リスクをスライド条項として契約書に入れ、委託費の見直しを行うケースがあります。同方式を市場化テスト「官民競争入札」にも適用し、契約期間内での資材費や労務費の上昇分を反映させる必要があると考えます。

維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保のため、公共工事同様に建築保全業務労務単価の活用を徹底いただくとともに、標準契約書における長期継続契約でのスライド条項適用や運用基準の策定等の制度改正をお願いしたい。

（2）厚生労働省による調査と公表の継続について

総務省・財務省・国土交通省では「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続きに関する実態調査の結果について」を毎年調査し公表しております。

厚生労働省は、令和4年6月2日付で「ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務の実施状況調査結果」を公表いただいております。また令和5年度委託事業として「ビルメンテナンス業務の発注事務に関するマニュアル等作成事業一式」にて、実施状況の調査を行っているとの回答をいただきました。

調査状況の公表とマニュアル作成について迅速なご対応をお願いしたい。

(3) エコチューニング認定制度の促進について

令和3年5月26日、改正地球温暖化対策推進法が成立、2050年に温暖化ガス排出を実質ゼロとする方針が明記されました。また、昨年2月に環境配慮契約法基本方針の変更が閣議決定され、「エコチューニング」が明確に位置付けられ、「建築物の維持管理契約に係る契約に当たっては、エコチューニング等を活用し、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及び分析結果を反映した運用改善を実施事業者を求めるものとする」とされました。

令和6年度要望に対する回答では、今後は優良事例の収集・共有等によりエコチューニング活用を含めた環境配慮契約の推進に取り組んでいくとのことのお話でした。一方、地方公共団体等には未だ充分浸透していないケースも見受けられます。

引き続き、基本方針が徹底されるようお取り計らいいただきたい。

(4) 全省庁統一資格付与点数表の見直しについて

各省庁の入札参加資格である「全省庁統一資格」における等級算出のための付与点数は、この間わが国の社会経済状況が大きく変化しているにもかかわらず、策定以来20年以上にわたり見直しされていません。

令和6年度要望の回答では、厚生労働省、財務省、内閣官房/内閣府、デジタル庁からそれぞれ回答をいただきましたが、全省庁共通して「各府省の申し合わせの基準により運用しているものであるため、見直しへの回答が困難である」となっており、内閣官房/内閣府からは「政府調達（公共事業を除く）手続きの電子化推進省庁連絡会議」により決定する必要があるとのご回答をいただきました。

一方、令和6年6月21日、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、国と地方が共通利用できるデジタル基盤の整備・運用の中で、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくことが重要であり、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に取り組むと明記されており、当該決定の好機と考えます。

策定以来20年以上変更されていない全省庁統一資格付与点数表の見直しに向けて、速やかに当該連絡会議にお諮りいただくとともに、見直した付与点数を基に新たなシステム構築を進めていただきたい。

3 その他の制度改正

ビルメンテナンス業は労働集約型の業態であり、人件費比率が高いという特色があります。また、高齢者、女性、障害者の雇用によって社会的貢献をしております。一方、中小企業中心の業界であるため、社会保険適用拡大により経営は大きく影響を受けております。よって、以下の制度改正について要望します。

(1) 短時間労働者の社会保険適用拡大について

社会保険適用拡大対策として令和5年10月から「年収の壁・支援強化パッケージ」の取組みをいただいておりますが、手続きの煩雑さや労働者への説明や理解を得るための人的コストへの負担が大きいものであります。

年収の壁と言われる金額の引上げを行うことで人手不足の解消を行うか、又は補助金

制度の手続きの簡素化及び労働者への周知を実施していただきたい。

(2) 障害者雇用への支援策について

障害者の法定雇用率は現在、従業員 43.5 人以上の企業において 2.3%ですが、2024 年 4 月以降段階的に引き上げられ、2026 年 7 月からは従業員 37.5 人以上の企業は 2.7% 以上となります。

当業界は、特別支援学校と連携し、生徒向けに就労に向けた講習会を実施するなど、障害のある方々の働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。知的障害者を雇用する場合は必ずサポーター（補助者）の配置が必要となりますが、一般競争入札における最低入札金額の落札額では、サポーター配置の経費を見積もる余地がありません。

障害者雇用を名実ともに促進するため、サポーター配置経費を含めた契約案件の試行をお願いしたい。

(3) ビルクリーニング分野特定技能 2 号評価試験について

外国人雇用の拡大のため、ビルクリーニング分野にも特定 2 号を認めていただき誠にありがとうございます。しかし、本年 5 月に実施された第 1 回試験の結果は合格率 10.0%とかなり低くなっており、人手不足対策にはなりえない状況となっています。専門的内容を問う日本語の問題文が外国人には難しすぎるのではないかとの指摘も側聞しています。

人手不足策解消となりえるような実効性のある評価試験とするよう、見直しをお願いしたい。

III 要望の進捗状況

自民党都連の要望聴取会では、エコチューニング認定制度やエネルギー削減、特定 2 号試験の日本語力の問題に関する質疑応答があり、出席国会議員各位から要望項目への理解が示された。

今後も全国ビルメンテナンス政治連盟とともに、国に対して要望活動を行っていく。

なお、令和 7 年度予算・制度等に関する要望に対する各省の回答・見解は、令和 7 年 4 月頃に自民党都連を通じて届くことになる。

第 3 ビルメンテナンス業界の理解者である議員・候補者の応援

【令和 6 年事業計画】

東京都議会自由民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会及び国会のビルメンテナンス議員連盟に所属する議員をはじめ、ビルメンテナンス業界の理解者である議員・議員候補者の支援活動を行う。

I 都議会議員補欠選挙の応援

令和 6 年 7 月 7 日に行われた都議会議員補欠選挙において、次の立候補者を推薦・応援した。

（落選）山崎一輝 候補（自民党公認、元都議会自民党 BM 業振興政策研究会）

II 第 50 回衆議院議員選挙の応援

令和 6 年 10 月 27 日に行われた第 50 回衆議院議員選挙において、次の立候補者（選挙区順）を推薦・応援した。

- （当選）平 将明候補（自民党公認、デジタル大臣、ビルメンテナンス議員連盟）
- （落選）丸川珠代候補（自民党公認、元オリパラ担当大臣）
- （当選）高木 啓候補（自民党公認、元都議会自民党 BM 政策研究会）
- （当選）岡本三成候補（公明党公認、元財務副大臣）

III その他の応援活動

ビルメンテナンス業界の理解者である議員・候補者の応援のため、これら議員等が主催するパーティー等に政治連盟として購入、参加した。

1 団体

- 6 月 14 日 各種団体協議会 常任世話人会
- 10 月 8 日 各種団体協議会 常任世話人会
- 11 月 12 日 都議会公明党 政経懇話会
- 12 月 17 日 各種団体協議会 常任世話人会

2 都議会議員

- 10 月 12 日 伊藤しょうこう 第 5 回伊藤しょうこう都政報告会
- 12 月 2 日 鈴木あきひろ 都政報告会 2024

3 国会議員

- 4 月 25 日 平将明 第 15 回平フォーラム
- 8 月 29 日 丸川珠代 丸川珠代昼食勉強会
- 9 月 9 日 高木けい 政経セミナー
- 9 月 10 日 橋本聖子 国政報告会
- 11 月 27 日 平将明 第 16 回平フォーラム
- 12 月 26 日 武見敬三 武見セミナー 2024

第 4 広報活動

【令和 6 年事業計画】

機関紙「東京ビル政連」を年 4 回発行し、東京政連の活動状況の周知を図る。また、ホームページにより、ビルメンテナンスに関する行政情報などを迅速かつ的確に会員に情報提供するとともに、会員外へも活動を周知することで会員増を図る。

I 機関紙「東京ビル政連」の発行

機関紙を発行するにあたり、政治連盟の活動状況を的確に伝え、会員の利益に資する内容を取り上げ、親しみやすい紙面作りを行った。発行部数は 2,000 部。

令和 6 年に発行した機関紙の主要記事

- 第 259 号 1 月 24 日発行 賀詞交歓会の実施、政策研究会に 2 議員が追加
- 第 260 号 4 月 15 日発行 第 20 回評議員会開催、令和 6 年度都要望回答
- 第 261 号 8 月 19 日発行 BM 政策研究会と昼食懇談会実施、令和 7 年度都要望

II ホームページの運営

理事会、要望活動の様子及びビルメンテナンスに関する行政の新情報などが入り次第、随時ホームページを更新し情報発信を行った。

III 入会促進 DM の送付

東京ビルメンテナンス協会会員の内、政治連盟機関紙購読をしていない会員 108 社に対し、当政連加入案内チラシを送付し、1 社が加入した。

第 5 本連盟の目的を達成するために必要な会議の開催

次のとおり、本連盟の目的を達成するために必要な会議を実施した。また、全国ビルメンテナンス政治連盟の会議等に東京地区選出評議員として参加した。

I 理事会・評議員会の開催

1 理事会	第 135 回	1 月 12 日
	第 136 回	2 月 6 日
	第 137 回	7 月 2 日
	第 138 回	9 月 3 日
	第 139 回	11 月 5 日
2 評議員会	第 20 回	2 月 27 日

II 会計監査の実施

- 1 月 26 日 令和 5 年会計監査の実施
- 7 月 23 日 令和 6 年上期会計監査の実施

III 全国ビルメンテナンス政治連盟主催の会議等

- 1 月 17 日 第 70 回評議員会

令和6年決算報告

令和6年収支決算報告書

令和6年1月1日から令和6年12月31日まで

単位 円

項 目	金 額	備 考
I 収入の総額	33,304,406	
1 前年からの繰越額	19,549,722	
2 本年の収入額	13,754,684	
(1) 機関紙購読料等の事業収入	13,538,500	機関紙購読料7,500円(税込)、機関紙広告掲載料
(2) その他の収入	216,184	新年賀詞交歓会お祝金、全政連交付金等
II 支出の総額	13,917,567	
1 経常経費の合計	2,642,200	
(1) 人件費	1,833,700	協会への事務委託費用(R5協会人件費予算2.2%)
(2) 備品・消耗品費	297,000	事務用品・パソコン使用料等協会への分担費用 (R5協会消耗品費、通信運搬費予算2.5%)
(3) 事務所費等	511,500	会館賃料・共益費(2.5坪分)
2 政治活動費の合計	10,623,567	
(1) 組織活動費	7,198,188	全政連分担金、会議費、パーティー券購入、賀詞交歓会協賛金等
(2) 選挙関係費	1,219,586	都議会議員補欠選挙、衆議院議員選挙推薦料
(3) 広報活動費	2,205,793	機関紙発行費・ホームページ関係費
3 その他の支出	651,800	令和5年下半期賦課消費税、令和6年中間消費税
翌年への繰越額	19,386,839	

監 査 報 告 書

令和7年1月28日

東京ビルメンテナンス政治連盟

理 事 長 梶 山 龍 誠 殿

監 事

大村靖保 

本日、私は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法

- (1) 会計監査については、帳簿、伝票及び証拠書類を精査し、計算書類の正確性を検討しました。
- (2) 業務監査については、理事会及びその他の会議に出席し、理事の業務報告の聴取、関係書類の閲覧など、必要と思われる監査手続きを行い、業務執行の妥当性を検討しました。

2 監査意見

- (1) 決算報告書は、会計帳簿の記載金額と一致し、当政治連盟の財政状況を正しく示していると認めます。なお、当政治連盟の財政状況は健全であると認めます。
- (2) 理事の職務執行に関する不正の行為及び法令等に違反する事実はなく、適正に運営していると認めます。

一 般 報 告

1 理事の辞任

(1) 辞任された理事

①仙波 修 氏 (株式会社清和クリーンテクノ)

辞任日：令和6年6月25日 (役員退任)

②松井 奈美 氏 (ビルド・メンテナンス株式会社)

辞任日：令和7年1月31日 (会員退会)

令和7年 運動方針・事業計画

令和7年の運動方針・事業計画は、以下のとおりとする。

運動方針

- 1 ビルメンテナンスに係る関係諸法令及び税制改正等について、ビルメンテナンス業の発展を促進させるため、ビルメンテナンス業の利益に資するよう適切な運動を行う。
- 2 東京都議会自由民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会及び東京都地域選出の国会議員との連携を密にし、東京都及び国に対する要望活動を行う。
- 3 東京都各種団体協議会・全国ビルメンテナンス政治連盟等との情報交換を行い、共通の課題については、連携して運動を進める。

事業計画

- 1 東京協会との連携のもとに、東京都議会自由民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会と協同し、東京都所有の建築物の維持管理について、都が必要な措置等を講じるよう、粘り強い対応を図る。
- 2 入札制度、税制改正、労働諸問題及び障がい者雇用等の諸課題の解決に向け、国会議員、各政党都連への働きかけを行うとともに、全国ビルメンテナンス政治連盟と連携し要求実現のために活動する。
- 3 東京都議会自由民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会及び国会のビルメンテナンス議員連盟に所属する議員をはじめ、ビルメンテナンス業界の理解者である議員・議員候補者の支援活動を行う。本年は都議会議員選挙及び参議院議員選挙の実施が予定されており、都議会自民党ビルメンテナンス業振興政策研究会やビルメンテナンス議員連盟所属議員を中心に推薦等の応援活動を行う。
- 4 機関紙の名称やレイアウト等を変更するなどリニューアルの上、年4回発行し、東京政連の活動状況の周知を図る。また、当政連 Web サイトを通じて、ビルメンテナンスに関する行政情報などを迅速かつ的確に会員に情報提供するとともに、政治連盟への加入の必要性を周知することで会員増を図る。

令和7年予算

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

単位 円

項 目	金 額	備 考
I 収入の総額	34,409,839	
1 前年からの繰越額	19,386,839	
2 本年の収入額	15,023,000	
(1) 機関紙購読料等の事業収入	14,960,000	機関紙購読料毎号8,250円(税込)、機関紙広告掲載料
(2) その他の収入	63,000	新年賀詞交歓会お祝金、全政連交付金等
II 支出の総額	17,196,000	
1 経常経費の合計	2,643,000	
(1) 事務委託諸費	1,834,000	協会への事務委託費用(R5協会人件費予算2.2%)
(2) 備品・消耗品費	297,000	事務用品・パソコン使用料等協会への分担費用 (R5協会消耗品費、通信運搬費予算2.5%)
(3) 事務所費等	512,000	会館賃料・共益費(2.5坪分)
2 政治活動費の合計	13,753,000	
(1) 組織活動費	8,406,000	全政連分担金、会議費、パーティー券購入、賀詞交歓会協賛金等
(2) 選挙関係費	3,100,000	選挙対策費
(3) 広報活動費	2,247,000	機関紙発行費・ホームページ関係費
3 その他の支出	800,000	令和6年下半年会計賦課消費税、令和7年中間消費税
翌年への繰越額	17,213,839	

東京ビルメンテナンス政治連盟 令和５・６年度 評議員名簿

50音順／敬称略

	氏 名	会社名	役 職	備考
1	井ヶ田 伸宏	株式会社サイオー東京支店	常務取締役	
2	一ノ瀬新二	株式会社オール商会	常務取締役	
3	臼倉 宏直	株式会社ジェイレック	取締役副社長	理事・監事推薦委員
4	小野寺 靖	日建産業株式会社	代表取締役会長	
5	加藤 淳	株式会社オリバー	代表取締役	
6	小茅 哲司	株式会社MGファシリティーズ	代表取締役社長	
7	雑賀 葉子	富士管財株式会社	代表取締役	
8	坂上 茂雄	東京太洋化工株式会社	代表取締役社長	
9	佐藤 博	日建管財株式会社	代表取締役社長	
10	佐藤 正利	株式会社アイハラ	代表取締役	
11	倭文 浩樹	株式会社J S S	代表取締役会長	
12	鈴木 明	株式会社創英企画	代表取締役	
13	鈴木 克彦	株式会社東京ビー・エム・トップス	代表取締役	
14	多辺田 豊	五光ビル管理株式会社	代表取締役社長	
15	中川 朋之	技建開発株式会社	代表取締役	理事・監事推薦委員
16	花形 明利	株式会社栄和サービス	代表取締役	
17	平野 謙二	株式会社オーチャー	常務取締役	
18	山田 賢治	株式会社協栄	代表取締役社長	
19	山村 浩三	光洋ビルサービス株式会社	代表取締役社長	
20	吉澤 幸介	株式会社サンアメニティ	代表取締役社長	

東京ビルメンテナンス政治連盟 令和5・6年度理事等名簿

敬称略

役 職	氏 名
理 事 長	梶山 龍誠
副 理 事 長	榎本 寛・野口 博行
幹 事 長	横田 英雄
会計責任者	坂野 正和
会計責任者の 職務代行者	古渡 徹
理 事	鈴木 雅之・高橋 利之

監 事	大村 清保
-----	-------

相 談 役	一戸 隆男・佐々木浩二
-------	-------------

(事務局)

事 務 局 長	高橋 誠
---------	------

(令和7年2月26日現在)